

著作物利用許諾申請時のご注意

申請者 各位

日本学習支援学会（旧日本リメディアル教育学会）

日本学習支援学会（旧日本リメディアル教育学会）が編集発行する著作物（本学会誌、講演論文集、その他の不定期刊行物）の著作権は本学会が専有しており、本学会著作物の一部分又は全部を他の刊行物等に利用する場合には、原則として本学会の許諾が必要となります。

以下に、利用申請書を作成する際の注意事項を記しますので、ご一読願います。

許諾の必要性の有無

- 1) 本学会著作物を利用するにあたり、特に本学会の許諾を必要としない場合。
 - ①著作権法第32条に基づく《引用》に該当するもの。すなわち、
 - a)自分の著述が主で、他の著作物からの引用部分が従の関係にあるもの。ここで言う主従関係とは分量ではなく、内容を指します。この場合、いわゆる原著論文（研究論文、寄書等）がこれに相当し、解説的論文であっても表現法に創作性があれば、主従関係を満足します。
 - b)引用の目的が、研究、批評、報道等公正な範囲に限られていること。
 - c)引用の必要性が明確であること。
 - ②著作者が著作者自身による著作物を利用する場合。
- 2) 利用許諾申請が必要となる場合。
 - ①原著論文以外の著作物に本学会著作物を利用する場合。
 - ②引用による利用であっても、上記 1)-①のすべての条件を満足しない場合。
 - ③著作者自身による利用であっても、全文を複製の形で他の刊行物等に利用する場合。
- 3) 本学会以外にも著作者の許諾を必要とする場合（著作者人格権に関わる利用等）。
 - ①申請者が利用しようとする著作物に部分的な変更や削除等を加える場合。

ただし、正当な翻訳、要約による変更を加える場合は、本学会にのみ許諾を求めればよい。
 - ②申請者が利用しようとする本学会著作物が、原著論文でない場合。

利用にあたっての履行義務

- 1) 許諾の必要性の有無に拘らず、本学会著作物を利用する際は以下の事項を厳守していただきます。
 - ①出所（書誌事項）を明示すること。この際、連名の著作者を一人で代表させたり、題目を省略したりすることは、著作者人格権の立場から好ましくありません。
 - ②かぎカッコ（「 」）でくくるとか、字体を変えるなどして引用部分を明確にすること。
 - ③図表の転載は原則として原図のまま使用すること。
 - ④文章、図表とも翻訳は可能。
 - ⑤要約による引用も認めます。この場合、その程度には十分な注意が必要です。すなわち、長文のものを要約すると翻案権に抵触します。
- 2) 本学会著作権規程を遵守していただきます。

申請書作成時の注意事項

- 1) 申請に際しては、以下の書類等を本学会事務局に提出していただきます。
 - ・本学会所定の申請用紙

- ・利用許諾書送付のための、宛先を記載し、切手を貼付した返信用封筒
 - ・翻案、翻訳により利用する場合は、その原稿の写し
- 2) □にはレ点を付けて下さい。＊欄は本会で記入します。
 - 3) 著作物の利用は、申請書1通につき、1回に限ります。
 - 4) 全文複製（転載）により利用する場合は、当該刊行物が発行された後、本会に一部寄贈していただきます。
 - 5) 著作者（編集者）自身による申請を行う場合には、以下の点にご留意下さい。
 - ・利用対象の著作物の著作者が複数の場合は、利用申請に際し、申請者自身が他の著作者から事前に承諾を得なければなりません。
 - 6) 申請内容が、著作者との合意を必要とする場合は、許諾の回答に時間を要しますので、あらかじめご了承ください。
 - 7) その他不明の点は、本会事務局にお問い合わせ下さい。

利用許諾書

年 月 日

殿

日本学習支援学会

貴殿より提出された本会著作物の利用許諾申請書（受付 年 月 日,NO. - ）に関し、その記載内容に限り、これを許諾します。

以上

ただし、申請内容に虚偽のある場合、ならびに転載の行使において申請範囲を逸脱する場合は、本会は申請者に対し許諾を取り消す場合があります。

著作物利用許諾申請書の記入上の注意

- 1)本申請書の申請者は、その対象となる著作物の著作者又は編集者以外の第三者に限ります。
- 2)複製又は翻案・翻訳による利用は、本会および著作者の合意が必要となります。また、翻案・翻訳による利用申請を行う際は、翻案・翻訳物の原稿を添付願います。
- 3)当該著作物が発行された後に、本会および著作者に各一部ずつ寄贈していただきます。
- 4)□にはレ点を付けて下さい。＊欄および下欄は本会でご記入します。
- 5)本申請書による著作物の利用は1回に限ります。
- 6)本申請書で書ききれない場合は、別紙を添付して下さい。

複製許諾申請書

日本学習支援学会 御中

貴学会が著作権を専有される著作物について、下記の通り複製を申請します。なお、申請内容および利用に関しては申請者本人が一切の責任を負います。

申請者署名

印

申請日	年 月 日	*受付日： 年 月 日		
		受付番号：No. —		
利用目的				
複製を申請する著作物	<input type="checkbox"/> 学会誌 VOL. () NO. () (年 月) VOL. () NO. () (年 月) VOL. () NO. () (年 月)			
	<input type="checkbox"/> その他 著作物名 () 発行日 ()年 ()月			
複製物を掲載する刊行物	刊行物名 あるいは URL			
	発行所名			
	発行日	(予定でも可)		
申請者	所 属			
	役 割	<input type="checkbox"/> 著作者 (単独) <input type="checkbox"/> 著作者 (分担) <input type="checkbox"/> 編集者		
	連絡先住所	(〒 -)		
	電 話	()	FAX	()
	メール アドレス			

利用許諾書（複写）

年 月 日

殿

日本学習支援学会

貴殿より提出された本会著作物の複製許諾申請書（受付 年 月 日,NO. - ）に関し、その記載内容に限り、これを許諾します。

以上

ただし、申請内容に虚偽のある場合、ならびに転載の行使において申請範囲を逸脱する場合は、本会は申請者に対し許諾を取り消す場合があります。

複製許諾申請書の記入上の注意

- 1)本申請書の申請者は当該著作物の著作者もしくは、編集者に限ります。
- 2)当該著作物の著作者が複数の場合は、複製申請に際し、申請者自身が他の著作者から事前に承諾を得なければなりません。
- 3)当該複製物が発行された後に、本会の一部寄贈していただきます。
- 4)□にはレ点を付けて下さい。＊欄および下欄は本会でご記入します。
- 5)本申請書による複製の利用は1回に限ります。
- 6)本申請書で書ききれない場合は、別紙を添付して下さい。